様式1【第3条関係】

承諾書　兼　誓約書

日本放射線化学会

編集委員長　殿

令和 年 月 日

私は編集著作物に関する著作権規程第2条第1項に基づき，この著作物の著作権を貴会に譲渡することを承諾します．

また，「放射線化学」投稿規程第8条に基づき，著作権を持たない著作物から図表，写真あるいは文章の一部を転載する場合には，著者および発行者の許可を求めるため，著作権者が指定する転載許可取得等の所定の手続きを著者の責任において実施することを誓約します．

|  |
| --- |
| 著作物題目（仮題も可） |
| 著作者名（全員の氏名を記載） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 所属機関名  氏名 |

（注）記入済み電子ファイル（WordまたはPDF形式）をメールで提出する場合，  
本人の意思で提出されたことがメール本文から確認できれば，署名や押印は不要です．  
著作者が複数の場合は代表者のみによる提出でよいものとします．

【執筆にあたってのお願い】

* 転載許可取得に関する所定の手続きは，執筆者の責任において入稿までに実施ください．（「放射線化学」投稿規程「８．他の著作物からの転載」をご参照ください．）
* また，他の雑誌等と同一あるいはほぼ同一と見なされる内容の記事にならないようご注意ください．（二重投稿の禁止）

【参考】

平成25年3月25日

日本放射線化学会制定

日本放射線化学会

編集著作物に関する著作権規程

第1条　日本放射線化学会（以下「本会」という。）が編集発行する日本放射線化学会誌及

びその他の著作物（以下「編集著作物」という。）の編集著作権は本会にある。

第2条

1.　編集著作物に掲載された個々の論文・報告等の著作者は、本会に著作権を譲渡す

るものとする。

　　2.　本会は、著作者から、著作権の譲渡がされない著作物については、当該著作物を編集著作物に掲載しないとすることができる。

第3条 前条第1項の著作権の譲渡に係る文書の様式については別に定める。

第4条　この規程に特に定めの無い事項について決定する必要があるときは、本会の議を

経て、これを決定するものとする。

第5条　この規程を改訂し、または廃止しようとするときは、本会の議を経て、これを行

うものとする。

第6条　本会は、第2条から第5条に定める事項その他この規程に関して必要な事項を、

編集委員会に委任することができる。ただし、編集委員会は、第4条及び第5条に関する事項を行ったときは、遅滞なく本会に報告しなければならない。

附則（平成25年3月25日）

第1条　この規程は、制定の日から施行する。

第2条　この規程の施行前にした行為については、本規程は適用しない。